

学校等の家きん飼養状況と高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策

京都府山城家畜保健衛生所

○岡田めぐみ 森田 誠

【はじめに】養鶏場での高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するためには、全ての家きん飼養者において発生予防対策を実施することが重要である。一方、管内には家きんを飼養する小学校、幼稚園及び保育園（以下学校等）が多数あり、同様の対策が必要と考えられる。そこで、教育委員会等関係機関の協力を得ながら学校等の家きん飼養状況の把握と本病発生予防対策の確認・指導を実施した。【飼養状況】平成22年に学校等の家きん飼養状況を調査したところ、800施設中121施設でチャボ、烏骨鶏、アヒルなどが平均3.2羽飼養されていた。また、平成23年の家畜伝染病予防法改正に伴う飼養衛生管理基準の周知及び定期報告の徴収も関係機関の協力により効率よく実施できた。【予防対策】今年度、学校等58施設を巡回したところ、防鳥対策、野生動物対策及び飲用水対策の実施は90%以上で概ね良好であった。しかし、鳥小屋の周辺や出入口の消毒による人からの伝播予防対策の実施は30%以下であったため、専用長靴の使用及び管理・ふれあい前後の手指の洗浄又は消毒実施を重点的に指導した。【まとめ】学校等の飼養状況調査及び発生予防対策の確認・指導は、今後とも関係機関と協力・連携して効率的に実施する必要があると考えられた。

